

「週刊現代」の見出しを巡る訴訟について

平成 28 年 11 月 14 日付けで、当社の「重要なお知らせ」に掲載したとおり、株式会社講談社が出版する「週刊現代」平成 28 年 11 月 26 日号において、「大金持ちのドン・キホーテ創業者と国税の大バトル」という見出しがその表紙に、また、「海外移住『5 年ルール』が『10 年ルールに』大金持ちのドン・キホーテ創業者安田隆夫氏『それなら日本に帰る』と題する記事が掲載されました。

しかしながら、安田氏は適切に税務申告を行っており、国税庁や税務署との間で何らの紛争もなく、(課税ルールが変更されるのであれば)「日本に帰る」といった趣旨の発言も一切行っておりません。このような事実と明らかに異なった表記・表現により読者の興味を引こうとする株式会社講談社の手法に対して、当社は強く抗議するとともに、安田氏は株式会社講談社を被告とし、平成 29 年 2 月 6 日付けで、これらの見出しが安田氏の名誉を毀損するなどとして、提訴いたしておりましたが、両者は、この度、平成 29 年 10 月 16 日付で以下の内容で和解いたしました。

- 1 被告は原告に対して、被告が発行した週刊現代 2016 年 11 月 26 日号に掲載した記事の見出しなどに無断で原告氏名を表示したことにつき、原告に甚だしい違和感と不快感を与えたことを認める。
- 2 被告は原告に対し、本訴における原告の週刊現代編集部に対する批判を重く受け止めて、今後の週刊現代の編集における教訓としてこれを尊重することを約する。
- 3 原告はその余の請求を放棄する。
- 4 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 5 訴訟費用は各自の負担とする。

和解条項の第 1 項については、株式会社講談社が「週刊現代」の見出しにおいて事実と異なる内容の不適切な記載を行っていたからこそ、安田氏に「甚だしい違和感と不快感を与えたことを認め」たものと考えられます。

また、株式会社講談社が、安田氏の「週刊現代編集部に対する批判を重く受け止めて、今後の週刊現代の編集における教訓としてこれを尊重することを約する」とまで述べる第 2 項は、本件と同様な行為を繰り返さないという出版社としての重大な決意を表明したものと考えられ、当社と致しましても、「週刊現代」の今後の記事掲載内容、編集方針等につき注視していくとともに、万が一問題とすべき内容等があった場合には、厳重に対応していきたいと考えております。

以上